

✕ 福島空港からチャーター便で行く！

令和6年度大玉村海外交流事業 「台湾文化交流の旅」

2025 年

1/14 火 ~ 17 金
3泊4日



大玉村村長
押山 利一

この度、大玉村民の皆様方と行く台湾ツアー「台湾文化交流の旅」を実施いたします。大玉中学校と姉妹校協定を締結し交流を進めている大竹国民中学を視察するなど、国際理解を深め、異文化交流を図る貴重な機会です。
また、福島空港の利用によりゆとりある旅程となりますので、本村の台湾交流事業にご理解いただき、良き旅となることを確信しております。
皆様方のご参加を心よりお待ちしております。ともに素晴らしい経験を分かち合いましょう。



福島空港利用促進協議会
会長（福島県知事）
内堀 雅雄

いつも福島空港をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
このたび、大玉村が推進している国際交流事業の一環として、「台湾文化交流の旅」の実施が決定いたしました。
本交流事業では、大玉村立大玉中学校と姉妹校協定を締結している「大竹国民中学」の視察訪問をはじめ、台湾の有名観光地である「故宮博物院」「中正記念堂」「十分・九份」や「士林夜市」をめくり、国際交流に対する相互理解と友好親善を深めます。
福島空港からの台湾便が就航したこの機会に是非、台湾を訪れてはいかがでしょうか。近くて便利な福島空港から想い出に残る空の旅をお楽しみください。



目的

このたび大玉村では、福島空港の利用促進と大玉中学校と姉妹校協定を締結している大竹国民中学を村民の皆様にご紹介いただくため、「台湾文化交流の旅」を行います。台湾の歴史や文化、そして食文化も体験し、古くから日本と交流の深い台湾の旅を満喫していただきます。

対象

18歳以上の大玉村在住者

定員

24名（申込者多数の場合は抽選となります。）

ご旅行代金

149,500円（2名1室利用 / お一人様）※空港税、燃油サーチャージ込
1人部屋追加料金：30,000円（3泊）

添乗員

1名同行いたします。

日程

2025年1月14日（火）～1月17日（金）

申込期間

2024年12月13日（金）まで

申込方法

別紙「海外交流事業お申込書」用紙に過不足なく記入し、パスポートの写しを貼付の上、大玉村役場「政策推進課」に直接提出してください。有効なパスポートをお持ちでない方は、参加決定後に速やかに申請をお願いします。
（大玉村役場 TEL：0243-48-3131）

※ご旅行代金等のお支払いについて：旅費及び旅行保険料の入金期限は12月26日（木）です。お支払は、指定の銀行口座振込となります。ご参加者決定通知と併せてご案内いたします。
※参加者説明会について：参加者確定後、参加者説明会を12月26日（木）18時30分から「大玉村保健センター2階」にて行います。

1/14 (火)	9:45 福島交通貸切バス 大玉村農村環境改善センター (9:00 集合、9:15 出発式) 専用バス 10:30 福島空港 12:30 搭乗手続き・出国手続き 17:30 台北市内レストランにて夕食 18:30 19:00 士林夜市見学 20:00 21:00 チュートプラザホテル宿泊	15:40 台北桃園国際空港 16:30 入国手続き後ガイドと合流台北市内へ	朝食 昼食 夕食
1/15 (水)	8:50 専用バス チュートプラザホテル 7:00 より朝食 9:30 大竹国民中学校視察 11:30 (国立故宮博物院・中正記念堂・民芸品店で買物) 16:30 17:30 桃園市内レストランにて交流会 19:00 19:30 チュートプラザホテル宿泊	11:50 桃園市内レストランにて昼食 12:40 13:40 台北市内観光	朝食 昼食 夕食
1/16 (木)	8:30 専用バス チュートプラザホテル 7:00 より朝食 台北市内観光（龍山寺・台北101） 台北市内レストランにて昼食 十分・九份観光・夕食 20:00 チュートプラザホテル宿泊		朝食 昼食 夕食
1/17 (金)	5:00 専用バス チュートプラザホテル 5:30 台北桃園国際空港 7:40 11:40 福島空港 12:30 福島交通貸切バス 東北自動車道 14:00 大玉村農村環境改善センター (到着後解散式)	タイガーエアライン (IT)751 便 福島空港 12:30 14:00	朝食 昼食 夕食

上記の計画書は、2024年11月7日現在のスケジュールです。工程及び見学の順序が変更になる場合があります。予めご了承ください。

ご案内とご注意（各ツアー共通）

◇当書面は 2024 年 11 月 7 日現在の運賃、料金、各種情報を基準に発行しております。各種情報については予告なく変更される場合があります。

◇バスポート（旅券）査証（ビザ）・再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。バスポートが有効かどうかの確認も同様です。

○バスポート：各国が定めた残存有効期間を満たすバスポートが必要です。残存有効期間は各日程条件欄に明記しております。

○査証：各国が求める査証取得が必要です。査証要否は各日程表条件欄に明記しています。

◇バスポート、査証等の条件は日本国籍の方が当書面掲載コースにご参加される場合に適用されるものです。日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理局事務所にお問い合わせください。

◇18 歳未満の方のみでのご参加はお受けできません。

◇各国・地域における感染症危険情報の発出時により、入国規制が実施されている場合があります。書面作成時点で感染症による入国規制が実施されている場合は、入国規制が実施される直前の通常時の入国条件を記載しております。渡航先（国又は地域）によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出される場合があります。お申込みの際に販売店にご確認ください。「外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）」「外務省領事サービスセンター（海外安全相談窓口）（代表 TEL03-3580-3311/受付時間：外務省開庁時を除く 9:00～17:00）」でもご確認ください。渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ（<https://www.forth.go.jp/>）」でご確認ください。外務省 WEB サイト「たびレジ」に登録すると旅行期間中、緊急事態発生など安全に関わる情報がメールなどの方法で提供されます。詳しくは <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/> でご確認ください。

◇当書面掲載のツアーで使用する航空運賃は、航空会社の運賃規則上、往復の航空便をご利用いただくことが条件となっているため、片道のみご利用される場合は、航空会社からの正規運賃の請求に基づき、正規運賃との差額分の旅行代金が増額となります。

◇書面作成基準日時点で徴収が行われている宿泊税は含んでおりますが、それ以降に宿泊税が新設された場合はお客様のご負担になります。◇燃油価格の異常な高騰、変動に対し、一定の水増し、一定の期間の条件において、航空会社が国土交通省航空局に申請を行い、認可された付加運賃です。航空会社、路線によって額は異なりますが、すべての利用料に繰り込まれるものです。新設、変更、廃止される場合があります。燃油サーチャージが含まれた商品の場合、旅行契約成立後でもそれによる旅行代金の変更はいたしません。

◇航空スケジュールは、書面作成時点の各航空会社の予定です。航空会社の都合により、便の出発・到着時刻、便名、経由・乗継ぎ地等に変更がある場合がございます。直行便が乗継ぎ便に変更されることもあります。臨時便が運航される場合、当該臨時便をご利用いただくことがあります。最終日程表で再度ご確認ください。

◇空港～ホテル間の送迎及び観光時は、他のツアーのお客様（他社のお客様を含む）と一緒になる為、空港到着時、ホテル送迎・出発時に他のお客様をお待ちいただく場合がございます。車種はセダン、ワゴン、ミニバン、バスを使用し、ツアーの参加人数によって異なります。（バス以外の場合、ガイドがドライバーを兼任することがあります。）

◇2名1室利用の部屋タイプはベッド2台の「ツインベッドルーム」または大型ベッド1台の「ダブルベッドルーム」です。部屋タイプを明記した場合を除き、「ツインベッドルーム」をご用意しますが、ダブルベッドルームに2台目のベッドとして簡易ベッドを入れてご利用いただくことがあります。ハネムーン、ご夫婦等が一緒の場合は、ホテル側が現地の習慣によりダブルベッドルーム（大型ベッド1台のみ）をご用意することがあります。

※お申込み前に必ずお読みください。確定された旅行内容とはご出発前にお渡しする最終日程表でご確認ください。

◇宿泊地域・ホテルにより、バスタブが無くシャワーのみのお部屋となる場合があります。その場合は、各日程表条件欄に明記します。

◇お1人（または奇数人数）でのご参加の場合、他の方との相部屋はお受けできません。

◇部屋を1人で利用される方は1人部屋追加代金が必要ですが、同行者の取り消しにより1人利用となった場合であっても同様です。1名1室利用は特に記載した場合を除き、ベッド1台のシングルルームをご利用いただきますので手狭になります。

◇3名1室（トリプル）利用は2人部屋にさらに簡易ベッド1台を入れるために非常に手狭です。（特に明記したトリプル専用ルームは除く。）一般的に簡易ベッドは夜遅くに搬入されます。トラブル利用ができないツアー、ホテル、部屋タイプもあります。各日程表条件欄、ホテルクラス表で明記します。トリプル利用ができないツアー以外にも簡易ベッドの利用状況によってトリプル利用をお受けできないことがあります。トリプル利用時、簡易ベッドのを事前に確認できない場合は、確定日程表条件欄で明記します。その場合、3名1室でご利用になれますが、2台のベッドを3名様でご利用いただきます。

◇ホテル名称に付記したクラス名称は LUX、EX、S、A、B、C で LUX が最上位で次が EX→S→A→C のクラス序列です。当社は各国が発行するホテル案内、お客様及び添乗員のアンケートを参考に各ホテルを調査し、独自のクラスに区別しています。クラス評価は全世界における絶対評価ではありません。各都市（地区）における相対評価です。◇台湾料理はテーブル毎に人数分の料理を一皿に盛り付けるため、同じテーブルのツアー参加者と料理を取り分けてお召し上がりいただきます。人数によっては料理の見栄えやボリューム（品数）が異なる場合があります。

◇お客様の便宜を図るため、観光・送迎中に土産物店にご案内することがあります。その場合は、各日程表条件欄で土産物店の立ち寄り回数を表示しています。（休憩場所、レストラン、観光施設に併設されたものは除く）なお、これは入店や購入を強制するものではありません。土産物店にご案内できない場合は旅程保証の変更補償金の支払いの対象となります。

◇本体ツアーに追加でお申し込みいただける各種サービスのうち「プラン」と表示したものは、当社が企画・実施する募集型企画旅行の一部となります。プラン単独のお申し込みはお受けいたしかねます。取消の際は、本体ツアーの出発日を基準とした当社募集型企画旅行の条件書に定める取消料が必要です。

◇「各種の観光プラン（スパ・エステ・アクティビティなども含む）」「1人部屋利用プラン（1人部屋追加代金）」は、取消対象となるプラン追加代金に対して、本体ツアーの出発日を基準に取消料を適用します。

◇ご旅行を円滑に実施するため各地の現地係員が、次の案内業務を行います。空港（駅・港）・ホテルへの送迎、移動、チェックイン、観光、現地事情、オプションツアー。フリータイム時、ホテル滞在時は同行しませんので、ご用の際、現地オフィスまたは夜間緊急連絡先に電話で連絡いただくことになります。

◇現地係員は特に明記した場合を除き、日本語を話しますが、日本人とは限りません。

◇台湾では公共の場所（レストラン、ショッピングセンター、空港、ホテル、民間交通（電車、バス MRT）、タクシーなど）でのタバコや電子タバコの使用が法律により禁じられており、違反した場合罰金が課せられます。ホテルの全客室は禁煙ルームとして定められており、お部屋及びベランダでの喫煙ができません。電子タバコの台湾への持ち込みは禁止されています。

◇台湾ではご宿泊時に 18 歳以上の年齢の方が 1 部屋と一緒に利用することがお申込み条件となります。条件が満たされていない場合はお申込みいただけません。

◇台湾では環境保全に積極的に取り組んでおり、一部のホテルでは客室でのアメニティの提供を取りやめ、フロント等で提供している場合があります。

◇台湾の運輸上での理由により、ツアー工程の途中で車両・ドライバーを変更して案内する場合があります。

◇自転車、ゴルフバッグなどのお荷物をお持ちになる場合は空港～ホテル間の車両用意のため必ず事前にご連絡ください。ご連絡がない場合、お荷物を運送できない場合があります。また、運送料金が別途必要になりますので出発前にお支払いいただきます。

◇旧正月（2025 年 1 月 29 日）前後は、レストラン及び施設の休業により、工程や食事場所が変更になる場合があります。

〈特別な配慮を必要とする方のお申し込みについて〉
お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮、係員が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので係員に必ずお申し出ください。

◇日程表の見方

○時間帯の目安

早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜
04:00	06:00	08:00	12:00	17:00	19:00	23:00 04:00

※各日程表記載の発着時刻、時間帯は予定です。季節、天候、曜日、ホテル立地等の現地事情や航空便のスケジュールによって前後することがあります。ホテルの出発時刻等、詳細スケジュールは現地でご案内いたします。

○マーク

✈ = 飛行機

✈ = 機内食

☕ = 朝食

🍴 = 昼食

🍴 = 夕食

☐ = 食事なし

ご旅行条件（要約）

○募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社日本旅行東北（以下「当社」といいます。）が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行契約款募集型企画旅行契約の部によります。

○旅行の申込み

(1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、右記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

(2) 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。

(3) 当社所定の旅行申込書にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用されるバスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、お客様の交替の場合に準じ、交替手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には当社所定の取消料をいただきます。

○旅行代金の成立時期

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

○旅行代金のお支払い期日

旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって 60 日目に当たる日以降 22 日目に当たる日（以下「基準日」といいます。）までにお支払いいただきます。

お申し込みの際、別途、詳しい旅行条件を説明した「海外募集型企画旅行企画旅行条件書」をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申し込みください。なお、「海外募集型企画旅行条件書」は当社ホームページ <https://www.nta.co.jp> からご覧になれます。

○お客様の解除権

お客様は、次で以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込み日の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

（表）取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、40 日目以降 31 日目にあたる日まで	ピーク時に旅行を開始する場合：旅行代金の 10%（5 万円を上限） ピーク時以外に旅行を開始する場合：無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30 日目にあたる日以降 15 日目にあたる日まで	旅行代金が 50 万円以上：10 万円 旅行代金が 30 万円以上 50 万円未満：5 万円 旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満：3 万円 旅行代金が 10 万円以上 15 万円未満：2 万円 旅行代金が 10 万円未満：旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前々日・前日及び当日	旅行代金の 50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の 100%

※注1：「ピーク時」とは、12 月 20 日から 1 月 7 日まで、4 月 27 日から 5 月 6 日まで及び 7 月 20 日から 8 月 31 日までをいいます。

○当社の解除権 旅行開始前の解除

当社は、次に掲げる場合において、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻しいたします。

(1) お客様の人数が各コースに記載した最小催行人員に達しなかった

とき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目（前項注 1 に規定するピーク時に旅行を開始するものについては 33 日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

(2) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
一例／日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。

○当社免責事項

お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止 ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災 ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行の中止 ④ 日本又は外国官公署の命令、外国出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤ 自由行動中の事故 ⑥ 食中毒 ⑦ 盗難 ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地的滞在時間の短縮

○特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行契約款特別補償規定により、死亡補償金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。

○ご旅行条件の基準

この旅行条件は 2024 年 11 月 7 日基準としています。また、旅行代金は 2024 年 11 月 7 日現在有効なものとして示されている航空運賃・適用規則又は 2024 年 11 月 7 日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

旅行企画・実施

株式会社日本旅行東北

海外旅行推進部

〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央 4-7-22

学校法人北斗学園中央 6 号館 5 階

観光庁長官登録旅行業第 1890 号



旅行業公正取引
協議会 会員

TEL:024-522-6161

株式会社日本旅行東北 福島支店

〒960-8035 福島市本町 5-8 福島第一生命ビル 1 階

FAX:024-522-3168

観光庁長官登録旅行業 第 1890 号（社）日本旅行業協会正会員

営業時間：10:00～15:00（月・水・金 営業）

総合旅行業務取扱管理者：吉田 勇太

東北 24-29